

## 売買参加者承認取扱要領

売買参加者の承認については、青森市公設地方卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第23条及び同条例施行規則第20条並びに第21条（以下「規則」という。）で定めるところによるほか、この要領により取り扱うものとする。

（売買参加者の基準）

- （1） 年齢が満20歳以上であること。
- （2） 成年被後見人、被保佐人でないこと。
- （3） 花きの取引又は販売の業務に原則として1年以上の経験を有すること。
- （4） 申請する市場の売買取引に継続して参加できること。
- （5） 業務資金として50万円以上を保有していること。
- （6） 市場関係業者に対し、不良債務のないこと。
- （7） 申請する市場の売買取引に係る代金決済期限を遵守すること。
- （8） 申請者が法人である場合は、常時売買に参加する者が前記1から4の要件を具備していること。
- （9） 主たる業務の所在地が原則として、青森市内にあること。ただし、所在地が区域外であっても当市場に依存することが適当であると市長が認めたものはこの限りでない。

（副参加者承認範囲）

2 売買参加者の承認は、原則として1店舗1人とするが、規則第30条の規定により副参加者を認めるものとする。

- （1） 承認する副参加者の人数は、原則として次の基準によるものとする。

市 場 取 引 金 額 (年 間 実 績)	副 参 加 者
200 万円～ 400 万円未満	1
400 万円～ 1,000 万円未満	2
1,000 万円～ 5,000 万円未満	3
5,000 万円～ 10,000 万円未満	4
10,000 万円以上	4

- （2） 副参加者の承認を受けることができる者は次の各号に該当するものでなければならない。

ア 申請時において年齢満20歳以上のもので、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないもの

イ 取扱品目の部類に属する取引業務に2年以上の経験を有する者

- （3） 売買参加者が副参加者の承認を受けようとするときは、副参加者承認申請書（規則様式第18号）を提出するものとする。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和2年6月21日から実施する。